

令和元年第2回揖龍保健衛生施設事務組合議会臨時会議事日程

令和元年5月30日（木）午後3時18分開会

1 開会挨拶（議長、管理者）

2 開 会 宣 告

3 開 議 宣 告

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名（2番議員 船引宗俊、10番議員 出原賢治）

日程第3 会期の決定（5月30日（木）1日間）

日程第4 副議長の選挙について

（日程追加 議長辞職について）

（日程追加 議長選挙について）

日程第5 議案第6号 旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第6 議案第7号 揖龍火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

日程第7 議案第8号 揖龍保健衛生施設事務組合行政不服審査会条例の一部を改
正する条例制定について

日程第8 同意第1号 監査委員選任の同意を求めることについて

4 閉 会 宣 告

5 閉会挨拶（議長、管理者）

会議に出席した議員

1番	楠	明	廣	2番	船	引	宗	俊
3番	柏	原	要	4番	和	田	美	奈
5番	内	匠	勇	人	6番	三	木	浩
7番	畑	山	剛	一	8番	上	山	隆
9番	森	田	哲	夫	10番	出	原	賢
								治

会議に欠席した議員

なし

議事に関係した事務局職員

事務局長	眞	殿	幸	寛
総務課長	田	淵	寿	哉
総務課副主幹	嶋	津		裕
総務課係長	岸	野	多	州子

地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	(たつの市長)	山	本	実
副管理者	(太子町長)	服	部	千
代表監査委員		今	江	伸
会計管理者		東	元	千代子
事務局長		眞	殿	幸
総務課長(兼)		田	淵	寿
医務課長		島	津	淳
環境業務課長		福	井	照
衛生業務課長		石	原	重
たつの市市民生活部		首	藤	武
環境課長				司
太子町生活福祉部				
生活環境課長				

開 会 挨拶

○議長（楠 明廣議員）

それでは、開会に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

本格的な梅雨の季節を迎え、日増しに暑さも加わってまいります。議員各位には公私ともご多忙中の中、ご健勝にてご参集いただき、本日ここに令和元年第2回揖龍保健衛生施設事務組合議会臨時会が開会される運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえない次第でございます。

さて、今期の臨時会は、既にお手元に配付いたしておりますとおり、管理者より付議されました条例の改正、同意案件のほか、議会といたしましても議会構成に関する案件を付議いたしております。これらはいずれも重要な案件でありますので、議員各位におかれましては、それぞれの議案に対し慎重なるご審議により、適切妥当な決定を賜りますとともに、議事運営につきましても格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

管理者。

○管理者（山本 実君）

開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

木々の緑が目には鮮やかな好季節を迎えました。本日ここに令和元年第2回揖龍保健衛生施設事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご健勝にてご出席を賜り、開会が宣せられる運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

今期臨時会には、構成市町議会から新たに4名の議員の皆様にご出席をいただいております。議員各位におかれましては、当組合発展のため格別のご理解、ご協力、そしてご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、今期臨時会において付議された案件は、既にお手元にお届けしておりますとおり、条例改正3件及び監査委員の同意案件でございます。また、本日は構成市町議会選出の議員の変更などに伴いまして、議長及び副議長の選出が行われる旨をお聞きしておりますが、どうか円滑な議事運営がなされますようご祈念申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

開 会 宣 告

○議長（楠 明廣議員）

ただいまより、令和元年第2回揖龍保健衛生施設事務組合議会臨時会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長（楠 明廣議員）

これより本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

監査委員より地方自治法第235条の2第1項の規定により実施いたしました例月出納検査の結果報告1件が提出されております。その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご清覧願います。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定により説明を求めた者の職氏名等について事務局長よりご報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

命によりご報告いたします。

まず、本日の出席議員数についてであります。本日ただいまの出席議員数は10名全員であります。

次に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名についてであります。お手元に配付いたしております名簿のとおりでありますので、ご清覧願います。

以上でございます。

○議長（楠 明廣議員）

以上で報告を終わります。

これより日程に入ります。

～日程第1 議席の指定～

○議長（楠 明廣議員）

日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第1項及び第2項の規定により、議長において指定いたしました

いと思います。

議席は、ただいまご着席のとおりご指定いたします。

～日程第2 会議録署名議員の指名～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において2番船引宗俊議員、10番出原賢治議員を指名いたします。両議員、よろしく願いいたします。

～日程第3 会期の決定～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日5月30日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日5月30日の1日と決定いたしました。

～日程第4 副議長の選挙について～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第4、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(楠 明廣議員)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(楠 明廣議員)

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において指名することに決しました。

副議長に8番上山隆弘議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました8番上山隆弘議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(楠 明廣議員)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8番上山隆弘議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました上山隆弘議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選を告知いたします。

ここで、当選されました上山隆弘議員より発言を求められておりますので、これを許します。

上山議員。

○副議長(上山隆弘議員)

失礼をいたします。

このたび両市町の議員の皆様のご推挙を賜り、当組合議会の副議長という大任を仰せつかりました上山でございます。まずは皆様とご一緒に取り組めますことに喜びを

感じ、この上なくご光栄と存じます。それとともに責任の重さを痛感しております。

議長を補佐し、円滑な議会運営と地域の発展のために努めてまいります。任期の間、皆様には最後までご協力を賜りたくご指導をお願い申し上げ、就任のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（楠 明廣議員）

副議長の挨拶が終わりました。

このままの状態です。暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3 時 2 4 分

再 開 午後 3 時 2 5 分

○副議長（上山隆弘議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が都合により退席されておりますので、その間私が議長の職務を行います。

議事進行につきまして、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

ご報告いたします。

ただいま 1 番楠 明廣議員から一身上の都合により、本日付をもって議長を辞任したい旨の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職についてを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（上山隆弘議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職についてを議題とします。

～日程追加 議長辞職について～

○副議長（上山隆弘議員）

お諮りいたします。

地方自治法第108条及び会議規則第94条第2項の規定により、1番楠 明廣議員の議長辞職を許可することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(上山隆弘議員)

ご異議なしと認めます。

よって、1番楠 明廣議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ただいまの辞職により、議長が欠員となりました。

議長選挙についてお諮りいたします。

議長選挙についてを本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(上山隆弘議員)

ご異議なしと認めます。

よって、議長選挙についてを議題といたします。

～日程追加 議長選挙について～

○副議長(上山隆弘議員)

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(上山隆弘議員)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（上山隆弘議員）

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は副議長において指名することに決しました。

議長に7番畑山剛一議員を指名いたします。

ただいま副議長において指名いたしました7番畑山剛一議員をもって当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（上山隆弘議員）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました7番畑山剛一議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました7番畑山剛一議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選を告知いたします。

ここで、当選されました7番畑山剛一議員より発言を求められておりますので、これを許します。

畑山剛一議員。

○議長（畑山剛一議員）

失礼いたします。

このたび議員の皆様にご推挙をいただきまして、議長の大任を拝命することになりました畑山でございます。上山副議長と力を合わせて、この揖龍保健衛生事務組合の発展と、また円滑な議会運営に努めてまいります。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○副議長（上山隆弘議員）

新議長の挨拶は終わりました。

以上で議長としての私の職務は終了いたしました。議員各位のご協力を賜り、無事に重責を果たせたことに感謝いたします。ありがとうございました。

畑山新議長と交代をいたします。

事務引き継ぎのため、このままの状態です。暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3 時 2 9 分
再 開 午後 3 時 3 0 分

○議長（畑山剛一議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

～日程第 5 議案第 6 号～

○議長（畑山剛一議員）

次は、日程第 5、議案第 6 号 旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

議案第 6 号、旅費に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の理由及びその内容について説明申し上げます。

まず、提案の理由についてでございますが、市町合併に伴う自治体名の整理ができておりませんでしたので、このたび整理しようとするものでございます。

次に、改正の内容についてご説明申し上げます。改正内容は新旧対照表でご説明をいたします。

第 8 条第 1 項第 4 号、播磨町、神河町、市川町に改め、同条第 2 項中第 5 号の夢前町、第 6 号中の香寺町及び第 1 0 号の安富町を削除し、6 号から 9 号までをそれぞれ 1 号繰り上げようとするものでございます。

次に、附則についてでございますが、本条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で議案第 6 号の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑山剛一議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（畑山剛一議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、これより討論に入ります。
ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（畑山剛一議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。
お諮りいたします。

上程中の議案第6号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（畑山剛一議員）

ご異議なしと認めます。
よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第7号～

○議長（畑山剛一議員）

次に、日程第6、議案第7号 掛龍火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

議案第7号、掛龍火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

まず、提案の理由についてでございますが、平成24年7月9日に外国人登録法が廃止となり、新たに外国人住民の住民基本台帳制度がスタートしておりますので、今回外国人登録の表記を削除しようとするものでございます。

次に、改正の内容についてご説明申し上げます。改正内容は新旧対照表でご説明いたします。

市町内について規定をいたしております別表備考1中の改正でございます。

「住民基本台帳に記録され、または外国人登録原票に登録されている場合」を「住民基本台帳に記録されている場合」に改正するものでございます。

次に、附則についてでございますが、本条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で議案第7号の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑山剛一議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（畑山剛一議員）

ご発言がないようなので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（畑山剛一議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第7号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑山剛一議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第8号～

○議長（畑山剛一議員）

次に、日程第7、議案第8号 揖龍保健衛生施設事務組合行政不服審査会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

議案第8号、揖龍保健衛生施設事務組合行政不服審査会条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

まず、提案の理由についてでございますが、本条例において準用しておりますたつの市個人情報保護条例の一部を改正する条例が平成31年3月25日に施行されましたので、当該条例の改正を踏まえまして所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、改正の内容についてご説明申し上げます。

準用しておりますたつの市個人情報保護条例第2条は、用語の定義を定めた規定でございまして、新たに号が追加されたことにより、引用する実施機関が第9号に繰り下げられたことに伴いまして、第9号に改正しようとするものでございます。

次に、附則についてでございますが、本条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で議案第8号の提案の説明を終わらせていただきますので、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑山剛一議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（畑山剛一議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (畑山剛一議員)

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第8号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (畑山剛一議員)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

～日程第8 同意第1号～

○議長 (畑山剛一議員)

次は、日程第8、同意第1号 監査委員選任の同意を求めることについてを議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、今江 伸代表監査委員、船引宗俊議員の退席を求めます。

(委員及び議員退場)

○議長 (畑山剛一議員)

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 (眞殿幸寛君)

ただいま議題となりました同意第1号、監査委員選任の同意を求めることにつきまして、その提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、識見を有する者として選任されております今江 伸委員の任期が来たる6月8日を持って満了いたしますので、引き続き再任をいたしたく、またこのたび組合議会議員のうちから選任いたしておりました内匠勇人議員から監査委員の職を辞したい旨の届け出があり、これが承認されましたので、その後任として船引宗俊議員を監

査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

ご高承のとおり、監査委員は地方自治法の定めるところにより、組合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査することをその職務とするものでございます。また、同法の定めるところにより、その定数は2名であり、財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者1名、またもう1名は議員のうちからとされるものでございます。

ここに選任しようとする今江氏、船引議員の経歴につきましては、議員各位は充分ご承知のとおりでありますので割愛させていただきますが、人格、識見ともにすぐれ、本組合監査委員として誠に適任であると信ずるものでございます。

何とぞ満場一致のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（畑山剛一議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（畑山剛一議員）

ご発言がないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（畑山剛一議員）

ご発言がないようですので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の同意第1号は、原案のとおり同意することに決してご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（畑山剛一議員）

ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

今江 伸代表監査委員、2番船引宗俊議員の入場を許可します。

(委員及び議員入場)

○議長（畑山剛一議員）

ここで監査委員に同意されました今江 伸氏、2番船引議員より発言を求められておりますので、これを許します。

代表監査委員。

○代表監査委員（今江 伸君）

ただいまは選任の同意をいただきましてありがとうございました。引き続き、皆様方のご指導をいただきながら務めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（畑山剛一議員）

2番 船引宗俊議員。

○2番（船引宗俊議員）

このたび議員の皆様方のご同意によりまして、当組合議会の監査委員という大任を仰せつかりました船引でございます。

議會を代表いたしまして、今江代表監査委員とともに当事務組合の各種監査事務に関し、厳正かつ適切な職務の遂行に努めますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（畑山剛一議員）

新監査委員の挨拶は終わりました。

以上で今期臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（畑山剛一議員）

これをもって令和元年第2回揖龍保健衛生施設事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 挨拶

○議長（畑山剛一議員）

閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

今期臨時会に付議されました案件につきましては、議員各位の慎重なご審議により滞りなく議了できましたことに対し、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、今年もまた梅雨の季節がやってまいりました。じめじめと蒸し暑い梅雨の季節は体調不良に陥りやすいと言われていることから、議員各位におかれましては充分にご自愛くださいますようお願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位には本年度も当組合事業の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

管理者。

○管理者（山本 実君）

令和元年第2回揖龍保健衛生事務組合臨時会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期臨時会におきましては、議員各位には終始慎重にご審議を賜り、適切な妥当なご決定を賜りました。ここに厚く御礼申し上げます。議会におかれましては、議長及び副議長の決定、議会選出の監査委員など、組合議会の新たな組織構成も決まり、誠にご同慶に存じます。

これから天候不順な梅雨の時期を迎えますことから、議員各位にはお体には充分ご留意いただきますようお願い申し上げますとともに、今年度の組合運営におきましても一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。閉会のご挨拶をさせていただきます。本日はありがとうございました。

閉会 午後3時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年5月30日

組合議会議長 畑 山 剛 一

組合議会前議長 楠 明 廣

組合議会副議長 上 山 隆 弘

会議録署名議員 船 引 宗 俊

会議録署名議員 出 原 賢 治